

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人水・地域イノベーション財団定款第13条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とし、財団の職務に専念し、基本的に財団の職員と勤務時間を同じくする者をいい、それ以外の理事は非常勤理事という。
- (3) 当財団所属理事とは、常勤理事及び当財団に一週間当たり3日未満勤務する非常勤理事（以下、「当財団所属非常勤理事」という。）をいう。
- (4) 非常勤役員とは、当財団所属理事以外の役員をいう。
- (5) 評議員とは、定款第10条の規定に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及びその他の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 理事に対する報酬等は、各年度総額1,000万円の範囲内で支払うこととする。

- 2 監事に対する報酬等は、各年度総額100万円の範囲内で支払うこととする。
- 3 評議員の報酬等は、定款第13条に規定する報酬等総額の範囲内で支払うこととする。
- 4 当財団所属理事には、当財団所属理事俸給表（別表）に基づく定例理事報酬を支給する。
- 5 株式会社日水コン在籍の非常勤役員が理事会若しくは評議員会又は監事監査に出席した場合、株式会社日水コン在籍の評議員が評議員会に出席した場合には、1回の出席に対して5,000円（手取り）の謝金を支給する。
- 6 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員が理事会若しくは評議員会又は監事監査に出席した場合、株式会社日水コン在籍以外の評議員が評議員会に出席した場合には、1回の出席に対して20,000円（手取り）の謝金を支給する。
- 7 株式会社日水コン在籍の非常勤役員及び評議員が水・地域イノベーション財団成果発表会に出席した場合には、1回の出席に対して3,000円（手取り）の謝金を支給する。

- 8 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員及び評議員が水・地域イノベーション財団成果発表会に出席した場合には、1回の出席に対して10,000円（手取り）の謝金を支給する。
- 9 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員が理事会若しくは評議員会又は監事監査・水・地域イノベーション財団成果発表会に出席した場合、株式会社日水コン在籍以外の評議員が評議員会又は水・地域イノベーション財団成果発表会に出席した場合、宿泊を伴うときは、1泊当り3,000円（手取り）の日当を支給する。
- 10 株式会社日水コン在籍の非常勤役員及び評議員が第5項及び第7項の目的以外の目的でこの法人の求めにより出張した場合には、1日当り3,000円（手取り）の日当を支給する。
- 11 株式会社日水コン在籍以外の非常勤役員及び評議員が第6項及び第8項の目的以外の目的でこの法人の求めにより出張した場合には、1日当り10,000円（手取り）の謝金を支給し、宿泊を伴うときは1泊当り3,000円（手取り）の日当を支給する。
- 12 第5項から第8項の規定は、ウェブ会議又は電話会議により出席した場合においても適用する。
- 13 当財団所属理事がこの法人の求めにより日帰で交通機関移動距離全行程100km以上の出張をした場合には、1日当り3,000円の日当を支給する。
- 14 当財団所属理事がこの法人の求めにより宿泊を伴う出張をした場合には、1泊当り4,000円の日当を支給する。

（当財団所属理事の報酬額の決定）

第4条 当財団の定例理事報酬年額は当財団所属理事俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を経て決めるものとする。

（報酬等の支給方法）

- 第5条 当財団所属理事に対する定例理事報酬の毎月の支給時期は、勤務当月の25日（その日が休日の場合は、その前日の休日ではない日）とする。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、非常勤役員及び評議員が第3条第5項から第12項までに規定する業務にあたった日から15営業日以内とする。
 - 3 定例理事報酬及び報酬等は、通貨で直接本人に対しその全額を支給する。ただし、本人が同意した場合には、本人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

（費用）

- 第6条 役員及び評議員がその職務を行うために要した費用は、これの請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。
- 2 当財団所属理事には、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。その額は、通勤定期券代（6か月）又は実費額の低い方とする。

3 交通費、旅費（宿泊費を含む）及びその他の経費は、実費を支払う。

（細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2022年6月23日から施行する。

改正

2023年3月15日（同日施行）

2024年6月20日（同日施行）

2025年3月4日（同日施行）

2025年5月9日（同日施行）

2025年5月27日（公益認定による名称変更）

2025年6月9日（同日施行）

（別表）当財団所属理事俸給表

1. 当財団の一週間に一日勤務した場合の理事報酬月額は、次の各号に定めるところによる。

（1）理事長 250,000円（上限額）

（2）常務理事 167,000円（上限額）

2. 当財団所属理事の定例報酬月額は、前項に基づいて一週間当たりの所定勤務日数を勘案して決めるものとする。